

傷病手当金の適用期間が延長されました

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者 (給与をもらっている)の方への傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置として、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

※ただし、休職中に勤務先から給与等の支払いがある場合、傷病手当金の全部もしくは一部の支給が制限されます。

- ▶ **対象** 下記の(1)から(5)までの全てに該当する方
- (1) 茨城県国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の方
 - (2) 勤務先から給与等の支払いを受けている方
※青色事業専従者及び白色事業専従者を含む。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状によりその感染の疑いがあり、療養のために労務に服することができなかった期間がある方
 - (4) その労務に服することができなかった期間について給与の全額または一部が支払われない方
 - (5) 当該労務に服することができない期間が3日以上連続しており、4日目以降が令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間である方
- ▶ **支給額** [直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数] × 2/3 × 日数
※勤務先の証明が必要となります。
※日数とは、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間で勤務を予定していた日数です。
- ▶ **適用期間** 令和2年1月1日～令和3年3月31日
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで
- ▶ **申請方法** 所定の申請書を保険課に提出してください。
詳細は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

新型コロナウイルス感染症による 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどの世帯に対して、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を免除または減額する制度があります。

詳細は、下記までお問い合わせください。

- ▶ **対象**
- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯の方
 - ① 事業収入等(事業、不動産、山林または給与収入)のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上であること
 - ② 前年合計所得額が1,000万円以下であること
※介護保険料については、要件に含まれません。
 - ③ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること

【問合せ先】 国民健康保険・後期高齢者医療保険について 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)
介護保険について 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)

茨城町民の日記念式典・人づくり講演会中止のお知らせ

皆様方におかれましては日頃より、町政運営に対しまして深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

町民の日は、「町民が郷土茨城町について理解と関心を深め、町民であることを誇りに思う心と町民としての一体感をはぐくみ、より豊かで魅力あるまちを築きあげることを期する日」として平成21年10月に条例を制定いたしました。

以来、毎年2月11日に多くの町民の皆様をはじめ、本町にゆかりのある方々をお招きし、記念式典並びに人づくり講演会を開催してまいりました。しかしながら、令和3年2月11日の開催については、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、実行委員会の審議を経て、中止の決断をいたしました。皆様にはご迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳ございませんが何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

式典は中止となりましたが、2月11日が「町民の日」であることを再認識していただき、茨城町が誕生してから現在までの出来事などを振り返って、茨城町に愛着を持っていただければ幸いです。

茨城町長 小林 宣夫

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

交通事故などにあつたときはまず連絡を！

交通事故など第三者(自分以外の人)による行為で負傷した場合など、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は、本来加害者が負担するべきものですので、国民健康保険または後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、後日、加害者に請求することになります。

第三者による事故にあつてしまったら…

保険課へ速やかに連絡をお願いします。
相手の住所・氏名・電話番号など、身元を確認
しましょう。

第三者による行為に該当するものの例

- ・交通事故による負傷
(バイクや自転車による事故も含みます)
- ・不当な暴力や傷害行為による負傷
- ・他人が飼っているペットによる負傷 など

示談を結ぶ前にご連絡ください

保険課へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国民健康保険または後期高齢者医療保険が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。

示談となる前に必ず保険課にご連絡ください。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

安価で安心
ジェネリック医薬品を利用しましょう！！

